

聖望学園中学校高等学校 いじめ防止等のための基本的な方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

上記の考えのもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」との基本認識にたち、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通します。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努めます。

2 いじめ防止等の対策のための組織

【いじめ防止等対策委員会】

委員長 学校長

委員 教頭、副教頭、チャプレン、生徒部長、生徒生活指導委員長、
教育相談委員長、養護教諭

※（必要に応じて）当該学年主任、当該学級担任、当該部活動顧問

【委員会の役割】

委員会は、学校が組織的にいじめに取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を遂行する。

- ・いじめの防止等に関する取組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止等に関すること。

3 いじめの防止

生徒一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりになる努める。
- (2) 人権教育・宗教教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みを解消するために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

4 いじめの早期発見

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの生徒に起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく必要がある。
- (2) おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年会や生徒指導委員会・いじめ対策等委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- (3) 「いじめに関するアンケート（学校生活に関するアンケート）」を年に数回定期的に行い、生徒の悩みや人間関係を把握する。
- (4) 生徒、保護者および教職員から、生徒がいじめを受けていると思われるとの情報を受けた場合や、生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心にして、速やかな事実の有無の確認を行うための措置を行う。

5 いじめの早期解消・いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査を行う。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実の基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

- (4) いじめを行った生徒には、いじめをやめさせ、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。また、その保護者に対しても助言を与える。
必要に応じて、加害生徒に対して出校停止や停学、退学等の措置を行う場合がある。
- (5) いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認められるときは、警察等と連携して対処するものとする。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

6 重大事態への対応

重大事態

- ・生徒が自殺企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神疾患発症、年間30日以上欠席などの状況に至ったとき
- ・生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

(1) 重大事態調査委員会（以下調査委員会）の設置

【構成】 学校長、教頭、チャプレン、その他教職員

【設置期間】 調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒・保護者への対応

調査委員会における調査を行う時は、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒・保護者からの申し立てがあった時には、適切かつ真摯に対応する。

(3) 学校の設置者及び埼玉県（埼玉県知事）への報告

重大事態が発生しとき及び調査結果については、速やかに学校の設置者及び埼玉県に、その旨報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び埼玉県と連携、協力して対応する。

以上

2014年5月15日 策定

2020年4月1日 改訂